

文教大学私費外国人留学生の学納金減免に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学に在学する経済的理由により修学が困難な私費外国人留学生（国費留学生及び政府派遣外国人留学生を除く）の経済的負担を軽減し、もって修学を奨励することを目的とする。

(対象)

第2条 減免の対象は、学部の正規課程に在学し、在留資格「留学」を有する私費外国人留学生（国費留学生及び政府派遣外国人留学生を除く）で、人物、学業ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難と認められる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象から除外する。

- (1) 前年度までの標準修得単位数を満たしていない者
- (2) 文教大学私費外国人留学生に対する奨学金の給付を受けている者
- (3) 本学を通じて採用された学外の奨学金で、当該年度の授業料減免額以上の給付を受けている者
- (4) 留年した者。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。
- (5) 休学した（半期休学含む）者

(減免の割合)

第3条 当該年度授業料の3割を限度に減免することができる。

第4条 減免の期間は、一年度限りとする。ただし、次年度以降も申請することができる。

(減免方法)

第5条 減免は、2期分学納金納入の際、授業料からその減免額を減ずることによって行う。

(申請)

第6条 減免を受けようとする者は、所定の申請書類を提出しなければならない。

(選考)

第7条 減免対象者の選考については、留学生委員会で決定する。

(減免の停止)

第8条 第2条に定める減免対象者としての資格を失ったときは、その事由が発生した年度より減免を停止する。

(取扱い部署)

第9条 この規程に関する事務は、大学事務局学事部が行う。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

本規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

附 則

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和3年7月7日から施行する。